

第20回マンションみらい塾

- ◆日時：平成25年1月27日（日）9：30～12：30
- ◆会場：かながわ県民センター304号室 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
- ◆主催：神奈川県マンション管理士事業協同組合（略称：かながわマン管協）
受講料無料 Fax、Mail等でお申し込み下さい。
受付締切 1月24日。定員になり次第締切ります。

第1部 マンション設備改修の現状と事例報告

快適なマンションライフは、設備改修がポイント！
設備改修で資産価値が変わる？ 失敗しない改修方法とは？

- 給排水管・給湯管改修の現状と事例報告 (株)建物保全センター
- インターホン設備改修の事例報告 パナソニック (株)
- 機械式駐車場設備改修の事例報告 (株)アサップ

第2部 かながわマン管協へのご相談事例報告

平成24年、かながわマン管協に個別相談戴いた内容とその解決手法等について、事例をもとにご報告いたします。

報告者 かながわマン管協 マンションみらい塾事務局

第3部 マンション管理個別相談会（無料）

個別課題についてのご相談を承ります。ご希望の方は、下記申込書で相談内容を事前にお知らせください。（組合にお伺いしての出張相談も可）

【お問合せ、お申込先】

神奈川県マンション管理士事業協同組合
マンションみらい塾事務局 Tel:045-548-3250
Fax:045-548-3903 Mail:info@mankan-kumiai.arrow.jp
ホームページ:<http://mankan-kumiai.arrow.jp>



マンションみらい塾は、主としてマンション管理組合役員の方々を対象とした、マンション管理についての個別相談会併設の勉強塾です。

----- (キリトリ faxの場合以下をご利用ください) -----

第20回マンションみらい塾 受講申込書

| | | | | | | |
|--|------------------------------|----|------|-------|--|--|
| 管理組合名 | | | | Email | | |
| 参加者氏名 | 役職 | | 電話番号 | | | |
| 連絡先住所 | 〒 | | | 参加人数 | | |
| 同伴者氏名 | 氏名 | 役職 | 氏名 | 役職 | | |
| 何れか○印 | 1. 個別相談をお願いします 2. 個別相談はありません | | | | | |
| 相談内容分類:①組合運営・規約 ②大規模修繕工事関連 ③管理会社関連 ④滞納問題 ⑤その他 <相談事項を具体的にお書き下さい> | | | | | | |

管理組合運営三本柱プラス1

無料診断のご案内

神奈川県マンション管理士事業協同組合(略称;かながわマン管協)は中小企業等協同組合法により、神奈川県知事の認可を得て、平成20年1月設立されたマンション管理士(事業者)の協同組合で、今年設立五周年を迎えることができました。これも偏に管理組合様のご支援のお蔭と心より感謝申し上げます。

そこで、管理組合運営の三本柱プラス1

- ① 管理規約・細則<管理組合運営の憲法、ルール>
- ② 長期修繕計画<向う30年の修繕計画と資金計画>
- ③ 管理委託契約<管理会社との契約業務と委託費用>
- ④ 共用部電気料金診断<見直しにより削減が可能?> *プラス1

について、貴組合のものが適切かどうか、下記要領によりマンション管理の専門家(かながわマン管協所属のマンション管理士や一級建築士)が無料にて診断を行うことといたしました。

診断ご希望の方は、下記要領によりお申込み下さい。

**** 無料診断申込要領 ****

- ◇ 診断件数 各項目 先着5管理組合様
- ◇ 申込方法 e-mail (info@mankan-kumiai.arrow.jp) 又は Fax (045-548-3903) にてお申し込みください。
- ◇ 検証期間 関連する書面等を受領後、約20日頂きます。
- ◇ 結果報告 検証終了後、報告日をご相談いたします。

*****キリトリ*****

| 無料診断申込書 | | | |
|---------|--|-----------|------------|
| 管理組合名 | | 規模 棟 戸 | 築年月 年 月 |
| 相談者氏名 | | 管理組合役職等 | |
| 連絡先住所 | 〒 | | |
| | 電話 () | | |
| 希望診断項目 | <input type="checkbox"/> 管理規約・細則の診断 <input type="checkbox"/> 長期修繕計画の診断 <input type="checkbox"/> 管理委託契約の診断 <input type="checkbox"/> 共用部電気料金の診断 | | |

裏面もご覧ください <本情報は、本目的以外には利用致しません>